

◆参考資料

(1) 総社市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)及び都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年3月16日国都街第77号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進を協議するため、総社市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画に関する事項
- (4) 都市・地域総合交通戦略要綱に規定する総合交通戦略に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員及び専門員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表

3 専門員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中国運輸局岡山運輸支局のほか、関係行政機関の職員
- (2) 公共交通に関し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めるもの

4 委員及び専門員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、補欠の委員及び専門員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の招集は、委員及び第2条各号に掲げる協議事項に応じ、必要と認める専門員に対して行うものとし、あらかじめ、会議の目的たる事項、内容、日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員及び専門員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議決)

第6条 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、委員、専門員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(事務局)

第9条 交通会議の事務局は、交通政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

附 則(平成21年3月31日告示第31号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日告示第24号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日告示第30号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第14号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月26日告示第108号)

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 総社市地域公共交通会議委員名簿

	団体・職名等	氏名	区分
委員	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授	橋本 成仁	学識経験者
	西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社 企画課長	久保 聡志	交通事業者
	井原鉄道株式会社 代表取締役	畦坪 和範	
		藤本 悌弘 (令和元年9月～)	
	岡山県バス協会	難波 昭裕	
	私鉄中国地方労働組合	吉浦 博	
	岡山県タクシー協会	高原 邦明	
	総社市老人クラブ連合会 会長	岡 弘	関係者等 (市民代表)
	総社市コミュニティ地域づくり協議会 会長	◎ 平松 秀昭	
	総社市婦人協議会 副会長	○ 守長 君子	
	岡山県立大学 情報工学部 人間情報工学科	太田 圭祐	
	総社商工会議所 専務理事	田邊 豊	地元団体 (市民代表)
		石原 和則 (令和元年11月～)	
		総社吉備路商工会 事務局長	杉原 茂樹
		総社市観光協会 会長	佐野 誠
		総社市社会福祉協議会 会長	風早 昱源
総社市市民生活部 部長	新谷 秀樹	総社市	
専門員	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官	石田 剛史	国
	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 運輸企画専門官	西村 祐有起	
	国土交通省中国地方整備局建設部 都市・住宅整備課 課長	辻野 満	
	岡山県県民生活部県民生活交通課 副参事	末尾 正樹	都道府県
	岡山県土木部都市計画課 課長	田中 良雄	
		山本 賢介 (令和元年9月～)	
	国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所 計画課長	田嶋 崇志	道路管理者
	岡山県備中県民局建設部 副部長	和田 明	
総社警察署 交通課長	大西 洋幸	警察	

◎会長 ○副会長

関係出席：国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官 藤井 利佳

(3) 総社市地域公共交通会議の開催状況

平成 30 年 3 月 31 日	基礎調査業務完了 ・市民アンケート調査や基礎データとりまとめ
平成 30 年 12 月 14 日	【第 1 回地域公共交通会議】 ・都市・地域総合交通戦略の概要 ・総社市の公共交通をめぐる現況と課題
令和 元年 5 月 10 日	総社グランドデザイン改革庁内検討委員会 ・都市・地域総合交通戦略の策定について
令和 元年 9 月 24 日	【第 2 回地域公共交通会議】 ・地域公共交通をめぐる課題の整理 ・本計画の理念と目標
令和 元年 11 月 20 日	【第 3 回地域公共交通会議】 ・事業イメージの提案
令和 2 年 1 月 16 日	【総社市議会総務生活委員会】 ・総合交通戦略の素案について
令和 2 年 1 月 30 日	【第 4 回地域公共交通会議】 ・事業イメージの確定 ・業績評価指標 ・計画の推進に向けて
令和 2 年 2 月 7 日	総社グランドデザイン改革庁内検討委員会 ・総合交通戦略の素案について
令和 2 年 2 月 25 日 ～ 3 月 16 日	パブリックコメント
令和 2 年 3 月 25 日	地域公共交通会議の書面開催 ・総合交通戦略の策定

用語集

用語	解説
DID	人口密度が 40 人/ha 以上の調査区が隣接して 5,000 人以上を有する地域。
LED	光源に発光ダイオードを使用した灯。発光ダイオードは、エネルギー効率と耐久性に優れ、省エネルギーと維持管理経費の節減に大きな効果があると期待されている。
LRT	Light Rail Transit の略。環境に優しい低床車両 (LRV) の活用や電停の改良等により、乗降の容易性や快適性等の面で優れた特徴を有する次世代型交通システム。
OD	O は出発地 (起点 : origin) 、D は目的地 (終点 : destination) を表す。
PDCA サイクル	Plan (計画) -Do (実施) -Check (評価) -Action (調整、改善) の略称。マネジメントサイクルの循環要素を次の計画に活かしていくプロセスのこと。
カーシェアリング	登録した会員間で自動車を共同使用するサービス。自家用車を保有する人に比べて、目的地等に応じた公共交通と自動車の適切な選択が促され、公共交通の利用者の増加が期待できる。
グリーンスローモビリティ	電動で時速 20km 未満で公道を走ることが可能な 4 人乗り以上のパブリックモビリティ。導入により、地域が抱える様々な交通の課題解決や低炭素型交通の確立が期待される。
クロスセクター効果	公共交通の整備は、単に交通の利便性向上効果があるだけでなく、高齢者や障がい者をはじめ市民全体の外出機会創出につながることから、市民の健康増進、医療費の減少、雇用機会の創出、商業や観光、地域の活性化など多方面にわたり良い効果をもたらすという意味。
公共交通空白地域	一般的に、バス停や鉄道駅から一定距離以上離れた地域。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の割合のことで、地域の高齢化の程度をはかる指標として使用される。
コミュニティバス	公共交通が整備されていない地域等において、地方自治体等が運行させる路線バス。
コンパクトシティ	市町村の中心部等に居住地や都市機能を集積することによって、市街地の活性化や行政コストの削減を図り、住民の利便性を向上させるまちづくり。
市街化区域	都市計画区域のうち、都市計画法第 7 条の規定に基づき定められている、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
総合計画	地方自治体が策定するすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。
ゾーン 30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が都市計画区域ごとに、一市町村を越えた広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定める計画。

用語	解説
都市計画 マスタープラン	平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）。市の都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の決定や改定に際しての指針となるもの。
トリップ	ある目的を持って発地から着地へ移動する際の、一方向の移動を表す概念のこと。同時にその移動を定量的に表現する際の単位。（例：自宅⇒勤務地/1トリップ、自宅⇒勤務地⇒飲食店⇒自宅/3トリップ）
パーク&ライド、 サイクル&ライド	自宅から最寄りの駅やバス停まで自動車または自転車で行き、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。
パーソントリップ調査	一定の調査対象地域内における「人の動き」に着目した調査。
バリアフリー	高齢者、障がい者、妊婦、幼児、乳母車を押す人など、ハンディキャップを負っている人が社会生活を送る上で不便な障がい（バリア）となっている段差や仕切りをなくす（フリー）こと。広義のバリアフリーには、物理的な障壁のみならず、社会参加を困難にしている人間の心理的なバリアや社会的な制度の障壁をなくすことにも用いられる。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいの有無、国籍など個人の様々な状況や能力に関係なく、可能な限り多くの人が利用できるように製品や建築物、環境をデザインすること。高齢者や障がい者にやさしいバリアフリーの概念を一步進め、誰もが暮らしやすい環境を計画する考え方。
用途地域	都市計画法第8条の3に定められた地域地区の一つで、地域ごとのまちづくりの将来像を見据え、都市計画区域内の土地を住宅、商業、工業など市街地の特性によって土地利用を定めるもの。法律または条例に基づいて、建築物の用途などについて制限がなされ、目標とする土地利用が実現されます。
リーマンショック	平成20年9月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発し、世界的な金融危機が発生した事象を総括的に呼ぶ通称。
レンタサイクル	旅行者や地域住民に自転車を貸し出すサービスのこと。

総社市総合交通戦略

令和2年3月発行

岡山県 総社市 市民生活部 交通政策課
〒719-1192
岡山県総社市中央 1-1-1
TEL:0866-92-8249 / FAX:0866-93-9479
E-mail:kotsu@city.soja.okayama.jp